指定申請等に係る手数料についてのお知らせ

丸亀市では手数料条例の改正を行い、平成３０年４月より地域密着型サービス事業者（介護予防を含む）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者が、指定および指定更新の申請を行う際に、手数料を徴収することとしました。

１．申請、手数料徴収の流れ

指定有効期間６年

指定通知

指定更新申請

指定通知

指定申請

事前協議

手数料徴収

　（指定更新）

手数料徴収

　（指定申請）

２．手数料の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 指定申請 | 指定更新申請 |
| 地域密着型サービス事業者 | ２０，０００円 | １０，０００円 |
| 地域密着型介護予防サービス事業者（注１） | １０，０００円 | １０，０００円 |
| 指定居宅介護支援事業者 | ２０，０００円 | １０，０００円 |
| 指定介護予防支援事業者（注２） | １０，０００円 | １０，０００円 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業者 | １０，０００円 | １０，０００円 |

（注１）地域密着型介護予防サービスの申請手数料は、同種の地域密着型サービスの申請を同時に

　　　　　　 行う場合は、徴収しません。

（注２）指定介護予防支援の申請手数料は、指定居宅介護支援の申請と同時に行う場合は、徴収し

ません。

３．納付方法

　　各申請書の受理後、納入通知書を送付しますので、通知書に記載の納付期限までに丸亀市指定金融機関等で納付してください。指定申請（更新）書類を審査し、手数料の納付の確認後、指定通知書を送付します。

　　なお、手数料は申請審査のための手数料ですので、指定できない場合も返還できませんので、予めご了承ください。